

平成 2 3 年度 第 4 回 清掃 審議 会

会 議 録

平成 2 3 年 8 月 2 4 日 (水) 午後 3 時開会

会場 新潟市役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

平成23年度 第4回清掃審議会会議録

日時 平成23年8月24日(水)

午後3時00分から

会場 新潟市役所本庁舎6階 第3委員会室

出席委員 菅原会長、藤井副会長、小林委員、松原委員、熊田委員、小松委員、
坂田委員、椎谷委員、高野委員、武田委員、内藤委員、橋本委員、山下委員
欠席委員 菊野委員、竹林委員
事務局 泉環境部長、高井廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長
伊深廃棄物施設課長 ほか

1. 開会

斉藤廃棄物政策課長補佐(開会挨拶)

2. 資料の確認等

斉藤廃棄物政策課長補佐(資料の確認等)

3. 議事

「第3回審議に係る照会事項及び事業系ごみの減量施策のまとめ」事務局説明

菅原会長：それでは、議事を進行させていただきます。

前回、松原委員から、事業系ごみに係る他都市の制度について照会がありましたので、事務局で補足の資料を作成したということです。併せて、第3回で審議した事業系ごみの減量施策のあり方についてまとめたということです。それでは事務局から説明をお願いします。

高井廃棄物政策課長：廃棄物政策課長の高井でございます。説明をさせていただきます。

まず、事業系ごみに係る他都市の取り組みの詳細につきまして、資料1で説明させていただきます。

こちらは、前回の審議会の資料7「事業系ごみに係る他都市の取り組み」について松原委員よりご質問のあった点について、他都市に電話照会等により詳細をまとめたものです。松原委員からのご質問は、「名古屋市の実業系資源物の行政回収」と「北九州市のリサイクル不可証明書による市施設での事業系ごみ受け入れの詳細」についてということでした。

最初に、名古屋市は、事業系ごみの資源物に限り、家庭用指定袋45リットル、1袋以内という少量で、かつ家庭系ごみと同じ性状のものであれば、家庭系ごみと一緒にステーション収集又は戸別収集というやり方で市が収集を行っています。

なお、新潟市の現状としましては、平成20年6月から開始の新ごみ減量制度に伴い、事業系ごみは廃棄物処理法第3条による排出事業者の処理責任を明確化し、ごみ集積場に排出することを禁止しました。この考えに基づき、これまで排出事業者に対して訪問指導等で排出事業者の処理責任について説明を行ってきた経緯や、自治会からごみ集積場に事業者がごみを排出して困る

という声もあることから、新潟市では名古屋市のような手法を導入することは困難であると考えています。

事務局としては、ごみの排出量が少ない小規模事業所への対応策といたしまして、分別した資源物を直接持ち込みができるリサイクル業者マップの作成や、分別の徹底によってごみ処理コストの削減を図れるような、分かりやすいガイドラインを新たに作成することで対応したいと考えております。

次に、北九州市では、ごみ処理施設に古紙類、廃木材が搬入されると、まず受け入れを禁止して、民間リサイクル事業所に搬入するよう指導しています。そして、民間リサイクル事業者でリサイクルが不可であると判断されたものについては、リサイクル不可証明書が発行され、証明書を携行して改めて市の施設に古紙類、廃木材が搬入されれば、証明書を確認した上で受け入れをしているというところです。

なお、前回の審議会資料7についての訂正ですが、北九州市のリサイクル不可証明書による市の施設での受け入れは古紙類と廃木材のみであり、ペットボトル、瓶、缶は産廃に当たるため、受け入れを行っていないということでございます。

新潟市においても、事業系ごみの分別と資源化の促進を図るために、資源物の搬入規制の強化を検討しておりますが、その際には、リサイクル不可証明書の発行により、民間リサイクル事業者で受け入れられなかったものに限って、市の施設で受け入れるという北九州市の手法は参考になるものと考えております。

以前の資料ですと、1度市の施設に持ち込んだという行為を書いていなかったものですが、証明書があればすぐに受け入れるような形の記載で紛らわしかったのですが、改めて北九州市にお聞きしたところ、1度持ち込まれたものについては、とりあえず民間のリサイクル事業者に回してくださいという指導をし、事実上搬入を規制している。しかし、リサイクル事業者において、これはリサイクルできませんということで、その廃棄物が宙に浮いてしまうような形になるため、その場合、リサイクル不可証明書を持って改めて市の施設で受け入れるという方法ということでした。以上が資料1の説明になります。

次に、「事業系ごみの減量施策についてのまとめ」について説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

前回の事業系ごみに関する審議では、現状と課題、事務局提案の施策案をお示しし、ご審議いただきました。この資料では、審議委員の皆様からいただいたご意見をもとに、事業系ごみについて答申に盛り込む4つの柱を案としてお示ししております。

まず、の効果的な制度の周知手法の検討ですが、排出事業者に制度の周知が徹底されていないという課題を受けて、委員の皆様からも制度周知について強化すべきとの意見をいただきましたので、答申の重要な柱として位置づけをしております。なお、前回、中小規模事業者への配慮や対策が重要との意見もいただいておりますが、制度の周知徹底が中小事業者への対策となることから、ここに位置づけをしております。

次に、の排出事業者のごみ減量への動機づけですが、優良事業者表彰制度など、排出事業者にごみ減量への動機づけを行うことが重要であると、委員の皆様とも共通認識があると考え、1つの柱として掲げております。なお、社会的評価制度だけでなく、ごみ減量がコストダウンにつながるという視点が重要とのご意見もいただきましたので、ここで盛り込んでおります。

次に、 の分別及び資源化の促進に向けた誘導ですが、事務局から提案させていただいた古紙類の搬入規制の徹底やびん、缶の搬入規制などについて、制度周知の徹底とセットで実効的な対策を打っていくことが重要であり、それについて委員の皆様からも理解を得られたと考えていますので、1つの柱として挙げさせていただきました。なお、食品リサイクルの推進についてもこちらで盛り込んでおります。

最後に、 の産業廃棄物の混入防止ですが、産業廃棄物の混入を防ぐため、搬入規制を強化することについて1つの柱とさせていただきます。

事業系ごみの減量施策については、以上のようにまとめ、答申案に記載させていただいておりますので、文言等詳細については、後ほど議題の(4)答申案のところで追加、修正等についてご審議をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

菅原会長：ただいまの説明についてご意見、ご質問はありますか。

「第3回審議に係る照会事項及び事業系ごみの減量施策のまとめ」質問・意見等

山下委員：事業系ごみの減量施策についての資料2ですが、第1回目の審議のときご紹介があった、ニューフードバレー構想との関係について、もしあるようでしたら説明をお願いします。

高井廃棄物政策課長：ニューフードバレー構想の柱の1つに食品リサイクルの促進というのがございます。したがって、ニューフードバレー構想の関連としては、 にぶら下がる食品リサイクルの推進が挙げられます。例としては飼料化や堆肥化などの食品廃棄物の取り扱いを、今までよりも少し資源化するような考えでございます。

山下委員：7月だったと思うのですが、新潟市の都市政策研究所から報告書で、北海道の事例が紹介されていて、事業系ごみの資源化率が上がるような取り組みが掲載されていました。これは良いことだと思ったのですがけれども、この事業系ごみ施策のまとめにある食品リサイクルの関係はそのようなことを想定しているのでしょうか。

佐藤廃棄物対策課長：北海道の事例というのは2事例が紹介されております。1つは、事業系生ごみを堆肥化するという内容で、札幌市の隣の石狩市にあるばんけいリサイクルセンターで堆肥化を行うものです。さらには、定山渓という温泉で有名なところでもリサイクルセンターを設置し、生ごみの堆肥化を進めております。これについては、北海道の農産物に活用し、それのできた農作物を地産地消、地元のために活用する事業という内容です。

もう1つは、事業系の生ごみを油で揚げ乾燥させ、飼料として活用するというものです。これは三造有機リサイクルセンターというところで、鶏の餌として主に活用されております。

そして、今回のニューフードバレー構想の中で、現在都市政策研究所で処理方法として入っているのは、新潟市にある堆肥化施設を使った食品リサイクルの推進をメインに考えております。今後の方向性としては、飼料化なども視野に入れて検討しており、それらを見据えながら、食品リサイクルの推進を広めるという道を考えております。

山下委員：ありがとうございました。

菅原会長：他に何かありますか。よろしいでしょうか。

そうしますと、前回松原委員から出されたことに関しては、ここで示したとおり、名古屋市の取り組みは新潟市では難しいということで、先ほどの事務局説明のように、北九州市を少し参考にする形でよろしいでしょうか。

それから、中小事業者対策については、地域のリサイクル事業者のリストを作成するというところを中心に行っていきたいということで、よろしいでしょうか。

それでは、続きましては、大規模災害に備えた事前の体制整備について、事務局から説明をお願いします。

「大規模災害に備えた事前の体制整備について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは資料3をご覧ください。大規模災害に備えた事前の体制整備について説明をさせていただきます。なお、このテーマは諮問事項ではありませんが、ご意見をいただき、答申書に記載する方向として考えておりますので、よろしくお願いいたします。

去る3月11日に発生しました東日本大震災において、地震の発生とともに巨大津波が襲来し、多数の犠牲者が生じました。また、広範囲にわたって津波に押し流されたがれき等が散乱し、現在においても、それらを除去するため懸命な努力が続けられています。

新潟市においては、震災発生直後から「20大都市災害時相互応援協定」に基づき、いち早く仙台市に職員を派遣し、民間事業者の協力を得ながらパッカー車やバキューム車による廃棄物処理の支援を行ってきたところです。

このような中、資料3-1の現状と課題にあるとおり、当市においては災害時の廃棄物の処理を規定したのものとして、「新潟市地域防災計画」における「廃棄物処理応急計画」及び「トイレ対策計画」があります。こちらは、災害発生時にどのようにごみやし尿を処理するか、また、トイレの状況を把握し、どのように対処するかといったことをまとめたものです。この概要については、参考資料1を後ほどご覧いただければと思います。

ただ、東日本大震災クラスの大規模かつ複合的な災害が発生した場合は、この計画だけでは不十分と考えられ、今後、東日本大震災の教訓を生かした、具体的に動ける体制を整備していく必要があると認識しております。

資料3の下部にある図は、災害廃棄物の処理を取り巻く各種の計画等の見取り図になります。現在、国や県の防災関連計画が見直される見込みであり、新潟市の地域防災計画も今後改定される可能性があります。現時点ではっきりしたことはいえませんが、これら防災関連計画の見直し状況をかんがみて、新潟市においても災害時における廃棄物処理のあり方を検討する必要があると考えております。

また、参考資料2は東日本大震災における仙台市の対応状況をまとめたものになります。震災5日目で定日収集の再開と仮置き場の設置、45日で全焼却工場が稼働再開、60日でごみ処理の正常化という流れで徐々に復旧していくとともに、発生したがれきについては発生から1年以内に撤去し、3年以内に処理を完了するという計画です。通常仙台市で処理するごみ量の4年間

分に相当するがれきが発生しています。これについては仮設の焼却施設を建設して処理をするという計画になっております。

このような仙台市の対応状況を踏まえ、今後、特に検討すべき事項をまとめたものが、[資料3](#)の裏面になります。人員・体制、収集運搬体制、処理施設、物資、がれき処理といったそれぞれの項目において、今後詰めていかなければならない事項として記載させていただきました。現時点ですべての検討事項に明確な答えがあるわけではありませんが、被災地の対応状況や経験等を踏まえ、今後検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

菅原会長：それでは、この件につきましてご意見はありますでしょうか。

「大規模災害に備えた事前の体制整備について」質問・意見等

菅原会長：最近、放射性物質に汚染された汚泥の処理について、新潟でもニュースなどで報道されておりますが、そういう問題はこちらでは取り上げないということでしょうか。

泉環境部長：ご承知のように新潟市の場合、浄水場で基準値を上回る汚泥が出ており、これは仮置きし保管されています。こういった放射性物質を帯びた廃棄物については、いち早く受け入れして処理するとお話をされたのが、川崎市でございます。その際に、このような汚染廃棄物を持ち込まれては困るということで、新聞に3,000件以上の抗議が寄せられたとあったと思います。それ以降、放射性物質に汚染された廃棄物の問題について、必ずしも収まったわけではございません。今もそういう問題を抱えております。今般のいわゆる大規模災害に関して、いわゆる災害廃棄物の処理の一般論としてのマニュアル化や見直しにつきましては、放射性物質の取り扱いまですべてをここで扱うことは無理でしょう。それから、放射性物質の濃度などの暫定的な基準値であったり、あるいは当面の処理の方針であるために、この先、ある程度時間をかけて検討すべき課題だと思っています。したがって、私としましては、皆さんがよろしければ、その問題についてここでは直接触れないという形にしたいと思っております。

菅原会長：今の点も含めまして、何かご意見・ご質問はありますか。

椎谷委員：[参考資料1](#)の裏面のトイレ対策計画に関して意見があるのですが、これは詳細な説明があるのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：今のところ、記載のとおりこのレベルですということで、これ以上のことを説明する予定はありません。

椎谷委員：例えば4のトイレ対策計画の(4)について、「避難所に高齢者、障害者等」というところの「等」にはいろいろ含まれると思うのですが、可能ならば乳幼児という文字を入れていただければありがたいと思います。中越地震のときにも問題になったのですが、乳幼児、特に幼児がトイレに入れません。子供用ではないということもあるのですが、子どもに便秘の症状が出た

り、さまざまなことが起こっています。最近、例えば段ボールに囲まれている簡易トイレ等、さまざまなものが出てきていますので、この「等」のところの前に乳幼児という文字を入れていただくとありがたいと思います。

それと、快適な利用の確保のところですが、おむつがえをしたときの臭いで、お母さんに直接苦情を言う方がいたということで、消臭スプレーも入れていただければと思います。

こういったトイレもそうですが、さまざまなところで子供に関係する意見を言える場所がすごく少ないのです。ですから、いろいろな防災計画の中でも、乳幼児の部分がなかなか盛り込まれないので、ぜひ機会がありましたら、今言ったようなことを盛り込んでいただければと思います。

高井廃棄物政策課長：説明しておりませんが、[参考資料1](#)というのは現在ある計画ですので、今回の震災を踏まえると、これだけではやはり対応が難しいのだろうというのが私どもの考え方です。仙台の経験も踏まえて、改めて検討すべきだろうという考えですので、ご意見を参考にさせていただきます。

菅原会長：今ご指摘があったように、乳幼児という考えが現状の計画はちょっと薄いですね。ですから、ぜひ新しい計画には明確にいただければと思います。

松原委員：同じトイレ計画についてですが、私の知り合いでつくばに住んでいる方がいます。東日本大震災でつくばでは、[参考資料1](#)にある被害想定レベルでいけばひどいのですけれど、実際はそれほどひどくなかったということです。一方で、断水があると家は1階でなくても全くトイレが使えずに非常に困るということがありまして、被害想定以外でも断水の有無も基準に入れられるといいのではないかと思います。

小松委員：ただいまの事項はみんな検討すべき事項なので、検討いただきたいと思うのですが、特にトイレの話について、私どもの地域ではコミュニティ協議会の防災部会で、簡易トイレを若干用意しています。これらは、こちら（廃棄物）の担当になるのか、危機管理のほうの担当になるのか、どなたが担当になるのですか。

高井廃棄物政策課長：基本的には危機管理防災課等で防災計画を担当していますので、そちらでやるわけですが、この中で廃棄物関係を私どもは受け持つわけです。したがって、国、県や市の計画の動向をみながら、改めて私どもでやらなければだめだということで、一応検討すべき事項ということで、この5項目を挙げたというところでございます。

小松委員：私どもの簡易トイレについて、本来なら市役所から助成金をちょうだいして用意したいところなのですが、コミュニティ協議会の防災部会というところで自主的に用意している状況です。ですから、こういうのはお役所が1つになっていただければありがたいと思います。余り縦割りにしてしまうと、話が通じずよくないのではないかと考えています。

菅原会長：全体のことをやる危機管理とか、そういう体制だと思っておりますけれども、これまで考

えてきた事前の大規模災害に備えるための廃棄物関係で、きちんとやる必要があるだろうというところを少し参考意見として盛り込むということだと思います。ですから、実際に起きたら困るのですが、こればかりは可能性があるのも、そのときには今のような問題にはどう対処するのかということは具体的に整理されて、そのときに廃棄物の観点からこのようなことも考えてください、ということはいえるのではないかと思います。

泉環境部長：小松委員からのお話でしたが、確かに縦割りでやっている部分もあり、全体は危機管理防災課が担当しております。先ほど申し上げたとおり、トイレ部分の廃棄物計画については、原案は私どもにあります。したがって、これから私どもの見直しが防災計画に直接反映するという形になるので、小松委員のご意見がどちらに行っても通じるようにしておきたいと考えています。今日は小松委員からお話をお聞かせいただきましたので、簡易トイレ等を自主的に用意しているということでしたが、使い勝手の点もあると思いますから、またご意見をお聞かせ願えればと思っています。

菅原会長：他に何かございませんか。それでは、はじめに事務局からの説明にもありましたように、これについては諮問事項ではないため、よく含んで取り組むべきものであるわけですが、審議会としての意見等も、今の部長の話にありましたように、原案作成等に活かされると思いますので、そういうことで答申に記載できるものがあれば記載する方向でお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、収集・処理体制の整備について、事務局から説明をお願いいたします。

「ごみ処理体制の整備について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは、[資料4](#)に基づき収集・処理体制の整備についてご説明いたします。この資料は、現在の新潟市のごみ収集・処理体制の現状をまとめたものになります。

まず、収集運搬体制ですが、収集運搬委託業務において一部地域で一般競争入札を導入したり、市直営の収集車両において天然ガス車を導入するなど、収集体制の効率化や環境負荷の軽減に努めております。

次のごみ処理施設の体制ですが、[資料4別紙1](#)が施設の配置図になっておりますので、併せてご覧いただきながら説明させていただきます。

現在、市内に6カ所ある焼却施設については、灰溶融やエネルギー回収機能を備えた新・新田焼却場が平成24年度に稼働予定であり、循環型社会、低炭素社会形成の推進を図っていく一方で、新ごみ減量制度開始後のごみ量の減少にあわせて、焼却施設の休止と中継基地化を含めた効率的な処理体制の検討が課題となっています。これについては、後ほど[資料4別紙2](#)で改めてご説明したいと思います。

次に、最終処分場については、合併市町村の小規模処分地の埋立終了と、平成24年度供用開始予定の（仮称）新赤塚埋立処分地の整備により、施設の効率化と安定した最終処分場の確保を行っています。

それから、中間処理施設についてですが、中間処理施設は不燃ごみや粗大ごみを破碎したり、びんや缶などの資源物を選別したりする施設のことです。新制度開始前は、合併市町村単位で選

別等を行っていた資源物を集約して処理することにより、処理の効率化を実現しております。

最後に、啓発施設について資源再生センターエコプラザをはじめとした市内4施設で不用品の展示事業を実施しているとともに、資源再生センターでは、リサイクル体験講座、講習会などの市民向けの各種啓発事業を行っております。また、平成23年度からは、資源再生センターに指定管理者制度を導入し、不用品の展示提供の申し込みをインターネット上からもできるようにするなど、市民サービスの向上や経費の節減を図っております。

それでは、新潟市のごみの収集・処理体制の現状のうち、焼却施設の今後の方向性について、[資料4別紙2](#)で改めて説明いたします。

新潟市では、現在6つの焼却施設が稼働しておりますが、新ごみ減量制度の開始に伴い、ごみ量が減少したことから、焼却炉の稼働率が低下しています。今後見込まれる人口減少や新たに実施する施策により、さらにごみ量が逡減していくと予想される中、効率的なごみ処理体制の構築が必要と考えています。

今後の焼却施設の方向性を検討するに当たっての視点として、2で記載しておりますが、できるだけ市民への影響を最小限にとどめることを最優先に、施設の稼働状況や老朽度、災害時の対応等を総合的に勘案して検討を進めていきます。複数の視点に基づく各焼却施設の評価を行い、統廃合を行った場合の影響を十分に勘案した上で、平成24年度以降施設の統廃合を段階的に実施していく予定としています。また、統廃合によって収集運搬の効率性が低下しないよう、休止した焼却施設については、いったん周辺地域のごみを集約し、別施設に運搬する機能をもった中継施設に改良することも併せて検討してまいりたいと考えています。説明は以上でございます。

菅原会長：ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。

「ごみ処理体制の整備について」質問・意見等

菅原会長：統廃合を考えていくと、恐らく量的な問題からの検討になると思いますが、[資料4別紙1](#)で現存の施設の図がありました。今後の課題にはなると思うのですが、かなり市域が広いわけですから、そういうところを統廃合するのも難しいと思います。統廃合をするときに、どのようなことが考えられるのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：第1回目の審議会でも説明しましたが、現在の稼働率は市全体で67%ぐらいになっています。そんな中で他都市の例もお見せしましたが、ごみが減っている中で焼却施設を休止するといった対応をとることで、稼働率を上げて効率的に運営しているという状況です。新潟市においても67%ですので、それをどこまで上げればというのはまだ議論の余地はありますが、なるべく効率的に運営したいということで、この[資料4別紙2](#)の視点のとおり、なるべく市民に影響をかけないように行う。つまり、収集カレンダーが急に変わったりすると市民が戸惑いますのでカレンダーを変えずに、また、施設への直接搬入についても市民が引き続き使えるような形でやっていきたいと考えています。

例えば、どこか1つを休止するということは、収集運搬の距離が伸びるという逆の問題も出てきます。では、どのごみとどのごみはどこに集めるとか、それとも休止した焼却施設に1回集めて大きなダンプ等で別に運ぶとか、こういうことで収集運搬の影響もなるべく出さないような形

でやっていかなければならないと考えています。このようなことも考慮しながら今検討しているという状況でございます。

菅原会長：新潟市はかなり広く収集運搬の距離もありますから、どこかを統合するということによって、今の運搬体制がどうなるのか。そのあたりのイメージが少し沸かなかったもので質問させていただきました。他にありますか。

小松委員：現在ある焼却施設は、いざというときの災害廃棄物の処理も行うのですか。

高井廃棄物政策課長：場合によってはそういう可能性もあります。ただ、仙台市の場合は先ほど説明したとおり4年に相当するがれきが発生したということで、3つの焼却施設のほかに3ヵ所の臨時的な施設を建設し、基本的にはがれきに関しては臨時的な3つの施設で処理しつつ、既存の3施設の中にも多少入れながら3年間の中で全部処理してしまおうということです。ですから、災害時にフル稼働する中で、処理しきれなければ他都市にお願いする。又は臨時的な焼却施設を作って処理するというので、乗り切るといった形になるかと思えます。

小松委員：67%の稼働率がいいのかという問題はあると思いますが、統廃合をすると先ほどの話にあった収集運搬の距離の問題も出てくると思います。6月に新潟日報の記事で「減量の死角」という記事がありました。そのときに炉が余るというような記載だったのです。そうすると、炉が余るという表現がどうも妥当ではないような気がするのです。これは、余るのではなくて想定される量がどの程度か、その点を踏まえて67%が適当かどうかということを考えなければならないと思います。その記事を読んでおかしいと感じたものですから。

泉環境部長：この問題は議論しているところで、災害が起きたことによって、災害復旧のキャパシティに対応できるだけの施設を作っておく必要があるのかどうかという社会的な問題があります。これは防災全般の話になるでしょうが、その中でも廃棄物ということで考えれば、おそらく東日本大震災のような規模の地震、津波が起こった場合、一施設、あるいは一市のごみ処理計画では成り立たないというのは歴然とした話だと思います。そういった災害時でもすべて賄えるような市のシステムなりをもっている必要はないでしょうし、そこまで規模を大きくする必要はないという議論はしております。

ただ、当然、何日間かの災害支援を受けるまでの間のつなぎはやはり必要だという考えがあって、その余力を数字で表すことが可能なのか。不測の事態に備えるとした場合に、こういう災害が起きたときに、これぐらいのがれき量が発生する、そして、それを市で賄おうとした場合に、どのぐらいかかる、という想定はなかなか難しいというのが現状です。

しかし、そのことを考えずして焼却余力という問題を終わらせてしまうのは、やはりこの震災が起こったこともあってまずいと考えられます。また、今日は災害のお話をさせていただいた上で、その焼却余力を災害に備えてどの程度用意しておくべきか。そこまでは答えとして出てこないし、推計としては難しいのです。ただ、先般第1回目の審議会で高井課長が説明させていただきましたとおり、他都市の平均でもやはり70%台になっているものですから、やはり新潟

市の60%台の稼働率というものが、税金を払っていただく市民の皆様からみれば、余裕があるなという風にとられかねないということだと思います。

小松委員：これから出る事業系のごみでも、(焼却施設の稼働率を上げるために)分別しないでどんどん焼却施設を使ってよろしい、となるのではないかと思ったものですから。

泉環境部長：私どもとしては、3Rの根底にあるのはリデュース、排出抑制です。ごみは今後ともこの社会において増えていくということを想定した計画ではあってはいけなし、また、それをさせてはいけないと思っています。したがって、事業系一廃につきましても、産廃につきましても、基本的には排出抑制に資する施策を講じ、それから、そもそも廃棄物を出さないという姿勢を計画の中で一言触れる必要があるということと考えております。そういう流れの中で、ごみが減ったと言っている割には、社会インフラとしてまだ税金を使っているのだなという部分を、何とかして市民の皆様理解していただくための努力は続けたいと考えています。事業系一廃につきましても、産廃につきましても、何とか減らしていきたいというのが私どもの考えでございます。

藤井委員：資料4別紙2の今後の方向性の視点ですから、これはあって結構だと思います。ただ、注意しなければいけないことは、これからより一層地域が努力をしてごみ減量に取り組むことの結果として稼働率が下がり、それが統廃合となってその地域の利便性が下がるととらえるのか。そうではなく、ごみ減量が達成されたことによって、市全体の成果として焼却施設がなくなっていくというようにとらえるのか。とらえ方ですから、方向性の視点は結構なのですが、やはり市全体の公平性から考えると、一地域によってそのしわ寄せがいくというようなことは避けなくてはならないと思います。ですから、市民に迷惑をかけないということの基本にすることがあるので結構だと思いますが、稼働率とこれから一層減量していくという取り組みが平行にならないように気をつけてほしいと考えております。

高井廃棄物政策課長：ご指摘のとおりだと思っています。今の焼却施設をそのままにして新しい施策を打っていくと、人口減も含めて稼働率はご指摘のとおり当然下がっていくことになると思います。これに併せて、やはり焼却施設でも何らかの手を打ってやらなければならないということだと思います。

市民への影響については、直接は迷惑をかけないということの基本にしていますので、いわゆるカレンダーを変えない、また直接搬入ごみについてはこれまでどおり施設で受け入れるという姿勢でやっていきたいと思っています。

山下委員：新・新田清掃センターの住民説明会がかなり前にあったのですが、そのとき参加されていた方から、地域全体の収集車の量が増えることで、振動や騒音など施設周辺地域の方にいるような影響が出るのではないかという話があったように記憶しています。市民に迷惑をかけないというのはそれも含まれていると思うのですが、処理できる場所が減って量が変わらなければ、当然この問題が出てくると思います。このあたりはどうでしょうか。

高井廃棄物政策課長：確かにそのご指摘、ご懸念はあると思います。中継施設でどのごみの中継するのかということや、そのことによって今までどおりの収集体制からどう変わるのかといった懸念があると思いますので、収集したごみをどの様にオペレートするかということがこれからの課題だと思っています。

菅原会長：かなり難しい面もあると思いますので、十分検討していただきたいと思います。他に何かありますか。

橋本委員：天然ガス車を導入するということが書いてあるのですが、一般に競争入札の参考要件として挙げているのでしょうか。

佐藤廃棄物対策課長：天然ガス車そのものについては入札要件とはしておりません。

泉環境部長：直営の収集車両というものを、ここ一、二年余り更新していないのです。うちの場合はほとんど委託収集になっております。かつて直営車両が結構あった時代は、ガス車としての仕様として契約をした覚えはありますが、一般的に競争入札の中でガス車として一般競争入札にかけるといことはここ近年ないと思います。

これは収集運搬体制の中でCO₂の排出量を減らすための手段として、天然ガス車の導入が考えられるということで始めたのですが、今はさらに電気自動車といいますが、そういう電気式で収集をやるようなパッカー車等、小型の車輛が出てきており、さらに先へ進んでいる状況もございます。

ガス車一辺倒ではないことも重要ですし、直営車両は現状16台ということですので、今の直営車両の中で新たにこういったことを更新する際に考える必要があるかということとはまた別に検討していきます。それよりむしろ、私どもの収集運搬体制はほとんど委託業者の皆様が負っているということからいうと、委託業者さんの設備の近代化についてもきちんと目配りをしていかなくてはいけないだろうと思っています。委託料を払っている立場なので、その費用をオンするというではありませんが、設備の近代化のために必要な資金のストックというものを、業者の皆様がどのように知っていただき、検討していただけるのかを考えてみる必要があるのではないかと考えております。

その理由は、去年か一昨年、環境省のグリーンニューディール基金が出たときに、国において特別に補助するので電動収集車を購入しませんか、という話がありました。業者の皆様にお声がけさせていただいたのですが、最終的にやはり資金ストック上の問題とか、経営上の問題があって、名乗りを上げてもらえなかったということがありました。したがって、今のような問題は切実に考えていく必要があるのではないかと思います。むしろ委託における収集車をどのようにして近代化していくかということだと思っています。

橋本委員：今質問したのはちょうど三菱ガスさんがDME（ジメチルエーテル）をもっているの、DMEとかそういうのもクリーンエネルギーですから、収集車両などに結びつくようなとこ

ろで、新潟市が仕掛けていくということもあるのではないかと思います。

泉環境部長：DMEにつきましては、運搬車両として使っていただいているところが1社ございます。ただ、なかなかここを収集車までに特別仕様としてできないという状況があり、この件につきましては私の所管でございますので、何とか普及していきたいという気持ちはございます。

菅原会長：今急速に電気自動車の時代が進んでいますよね。特によく言われているのは、このように定期的に稼働する距離が決まっているものについては、充電が重要ということで初期投資はかなりかかるのですが、ずっとならしていくと、ランニングコストは安いということもある。先ほど少し話しが出ていた振動とか運搬時の問題なども、電気になると多少減るかもしれないので、そういったことも含めて検討していただければと思います。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、これにつきましても直接的な諮問事項ではありませんが、今日の審議会でいろいろとご意見が出ましたので、そういったものを参考にさせていただいて、また答申に記載するというのであれば、記載していただきたいと思います。

続きまして、最終的な課題であります答申書案について、たたき台を事務局のほうで用意していただいておりますので、その説明をお願いいたします。

「答申案について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは答申案について、[資料5](#)に基づいて説明させていただきます。ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。1つ目の大項目として、新潟市一般廃棄物処理基本計画の基本方向をまとめてみました。

(1)の基本的な考え方では、事務局が提案いたしました低炭素社会との統合だけでなく、生物多様性に関するご意見もあったことから、自然共生社会も含め、3つの社会の統合的な構築を重要視するという内容になっております。

次の(2)の基本理念・数値目標の指標については、現在の基本理念、市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市を新たな計画でも踏襲する方向で記載しております。これにつきましては、山下委員から「循環型環境先進都市」としてはどうかというご意見をいただいておりますが、環境先進都市という言葉には、先ほどの循環型社会、低炭素社会、自然共生社会が統合的に構築された姿を想定しておりますので、あえて循環型とつけなくてもよいのではないかとというのが事務局としての考え方でございます。

なお、現計画の冊子の27ページにあります基本理念の前文については、修正すべきという内容になっております。この答申案では、今ほどのように、時代の変化を反映し3つの社会の統合的要素や、より便利で豊かな生活の見直しについても明記し、検討すべきという内容にしております。

あと、数値目標については、事業系のごみ量や低炭素社会への貢献に関する指標を追加することを期待するとしております。なお、その際は目標指標が市民にも分かりやすいよう配慮することについても言及しております。

また、事業系ごみ量にカウントされていた家庭系直接搬入ごみを家庭系ごみとしてカウントす

るよう、統計方法の見直しについても意見として盛り込んでおります。

次に、3ページをご覧ください。2つ目の大項目として、家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方を挙げております。家庭系ごみについては、(1)家庭系ごみ収集制度についてと(2)家庭系ごみの減量施策について、と分けて記載しております。

収集制度に関しては、高齢者にとって分かりにくい部分があるという問題意識も指摘しつつ、結論としては、コストや環境影響なども踏まえ、現状維持という内容になっております。ただ、有害・危険物という呼称の変更に関するご意見がありましたので、これについては対応も可能と考え、盛り込んでおります。

なお、前回巻広域地区のごみ分別制度に関する議論がありましたが、答申案では、プラスチック製容器包装のモデル収集の取り組みについて、今後も分別への理解が広まるよう推進していくことを期待するという表現で記載しております。

(2)の減量施策については、家庭系ごみのさらなる減量施策のまとめでご説明した5つの柱に分けて意見を記載しております。4ページをご覧ください。

「3Rの推進及びリデュースの取り組み強化」では、リデュースとリユースの取り組みをこれまで以上に推進すべきとし、リサイクル技術の進展など社会状況の変化があれば、新たな品目のリサイクルも検討すべきとしております。

「取り組みやすさを考慮した分別制度のさらなる周知」では、分別ストレスなどの住民負担に対して、より取り組みやすい周知方法も含めて、多様な工夫により改善すべきとしております。

「農業分野とも連携した生ごみ減量施策の調査・研究」では、新潟市の都市と田園が共存するという特徴を踏まえ、農業サイドと連携を図っていくことを期待するとしております。なお、堆肥化を行う場合は、土壌や水質の汚染につながらないように、慎重な処理に注意すべきとしております。

「イベント等と連携した多様な年齢層への環境教育」では、イベント等でのリユース食器利用を通じた啓発や、施設見学と同等の学習が気軽にできる環境整備を検討すべきとしております。

「市民が自ら考え行動するための意識啓発の展開」では、環境問題に関心の低い層を始め、市民の意識啓発が重要とし、市民が自ら考え、自発的に行動できるよう働きかけていく必要があるとしております。

5ページになります。3つ目の大項目として、事業系ごみの減量施策のあり方を挙げております。これについて、先ほどのまとめでご説明した4つの柱に分けて意見を記載しております。

「効果的な制度の周知手法の検討」では、制度周知が徹底されていないことは大きな課題であり、情報提供等を優先的に評価していくべきとしております。また、中小事業者が分別に取り組みやすいよう、ガイドラインをより分かりやすくするなどの配慮を求めるとしております。

「排出事業者へのごみ減量への動機付け」では、優良事業者の評価制度の構築も視野に入れ、積極的に評価していく環境を整備すべきとしております。また、ごみ減量がコスト的に有利になる方法を排出事業者に提案していくことが重要としております。

「分別及び資源化の促進に向けた誘導」では、古紙搬入規制の徹底、びん、缶の搬入規制の導入、食品リサイクルシステムの構築について推進すべきとしております。

「産業廃棄物の混入防止」では、産業廃棄物の搬入を規制し、排出事業者の処理責任を迫るべきとしております。

次に、4つ目の大項目として、その他の諸課題を挙げております。これは先ほどご審議いただいた「大規模災害に備えた事前の体制整理について」と「収集・処理体制の整備について」は諮問事項ではありませんが、ご意見として参考とさせていただきたいため、先ほど出たご意見をこちらに記載したいと考えております。

以上で答申書（案）の説明を終わります。

菅原会長：この答申案は、次回で審議して決めるわけでございます。今回はその前段ということになりますが、本日いろいろと気がついた点やご指摘がありますと、次回、スムーズにとりまとめられるのではないかと思いますので、ぜひお気づきの点等がございましたらご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

「答申案について」質問・意見等

菅原会長：少し気になる点を挙げさせてもらいます。山下委員が前々回、巻広域の減量を詳しくご説明いただいたのですが、確か現計画を作る際（平成17～18年度）の審議会では一応3年で分別制度を統一するということを答申しているわけです。今回の答申案では、分別についての理解が広まるよう推進していくことを期待する、という表現になっていますが、このあたりの整合性はいいのかなという気が少しします。

熊田委員：私も会長と同じくこの辺がやはり気になるというか、引っかかる部分です。前回の審議会でも早い段階で巻広域の分別制度統一について意見が出ていたと思うのですが、早急に制度統一に向けた方向で、というような文言を入れるべきではないかと思います。

山下委員：巻広域ばかりがいつも特別扱いをされたりとか、期待されたりとかというのが前回から続いているわけですが、できないなりの事情も前回お話をしたつもりでいますので、どこかで区切りをつけなければいけないのかなという部分があって、9種12分別について提案させていただきました。これが1つ目です。

それと、鎧漕のクリーンセンターを使っている以上は、燃やさないごみの分別は難しい、というお話をさせていただいているのですが、先ほどの施設統廃合の話と関連して、鎧漕のクリーンセンターは、今後統廃合といった部分も含めてどうなるのかということをお話いただければと思います。具体的なお話ができないなかで申し訳ありません。

泉環境部長：9種12分別というお話は承りました。それをどのようにうまく表現するかというのは難しいところではありますが、熊田委員のおっしゃったようなことも含めて考えてまいります。

後段の鎧漕の焼却部分につきましては、平成14年竣工ということですが、先ほどいった評価の視点からいうと、まだ比較的新しい施設で、今すぐ休止という形にもっていけるのかどうかというのは、無駄遣いということになりかねません。施設の特異性をみながらコストの高い部分も含めて検証を続けるということではないかと考えております。さらにこの答申を受けた中で、市としてどういう方向にもっていかという最終結論については、もう少しお時間をいただきたいという状況であります。

ただ、9種12分別と先ほどの熊田委員のお話、そして、皆さんから他にも巻の分別についてご意見はあろうかと思えます。確かに昨年の審議会でも巻の件で、3年の特例期間が終わるという状況で、当分の間巻広域の制度のままでいくとっているが、本当に当分の間でいいのかという議論があり、今の任期の委員の方々にご議論いただいた経緯がございます。したがって、早急に制度統一に向けた合意形成をする形になるのか、そのための努力は惜しむべきではないということになるのかということも含めて、何らかの形で盛り込むべき、という委員の皆さんの合意が得られれば、書き直しは可能だと思っています。

橋本委員：私が前回聞いていたのは、分別するのは目的ではない。だから、9種12分別でも10種13分別でも、分別方法は別に問題ないと思うのです。ただ、地域住民の方にリデュースとリサイクルの意識を植えつけるのが先であって、分別した後の処理というのは多分問題ではない。だから、巻の前回提案のあったような9種12分別でもいいのではないかと考えています。ですから、やはり目的は分別ではないということが分かっているならば、分別方法が違っててもいいのではないかと私は思っております。

菅原会長：前の答申のときには、基本的には全市として同じでやりましょうということがありました。もう1つは、巻地区との関連でいうと、やはりリユースとか3Rの進展とそぐわない面があるから、そのところは何とかしようという話はずっとしていたわけです。

ただ、山下委員が前回おっしゃった中で、もう少し違った形でもできるのではないかという意見は確かに含まれております。そのあたり、答申案を出したからということで、機械的に考える必要もないと思うのですが、原点に立ち返って3Rを推進するということが、それから今の巻地区の特殊性みたいなものを含んでどうかということであれば、そのような形の文章にもなるかと思うのです。

ですから、考えなくてはいけないのは、ここでまた答申を出すわけですから、前回の審議会との整合性で修正するのであれば修正する、修正しないなら修正しないということで、そのあたりを明確にしないと文章が書きづらいのではないかと思います。

藤井委員：前回だったか、前々回だったか、この巻広域の話はありましたよね。議事録を忘れましたけれども、私も発言させていただいて、部長さんからそういう方向でということで回答をいただいたような気がします。今日、文章をみたところ、このような表現だったかなと思って見ていたところです。

泉環境部長：前々回やりました。

藤井委員：前々回でしたか。白山浦庁舎のときにこの話をやりましたよね。

菅原会長：山下委員が報告したのは、前回。

藤井委員：山下委員ではなくて、熊田委員です。私もお話しして。

熊田委員：何回か言っていると思うのですがけれども、2の家庭系ごみのさらなる減量におきましても、「期待する」という表現ですと、やはりちょっと弱いというか、余りにも大まか過ぎるというか、巻広域の人たちも頑張って努力はされているのだけれども、全市統一に向けた努力も必要かと思われるというように、もう少しそれに関連した言葉をやんわり入れたほうがいいのではないかと思います。

泉環境部長：これまでご議論されたように、この表現ではまだ前回と余りにも違い過ぎるというご意見もございますので、努力は努力として評価しながら、統一に向けてどう取り組むかという部分について、次回までにもう少し強い表現で修文できるよう、議事録を振り返ってみます。言葉については事務局のほうで検討させていただきます。

なお、アイデア等ございましたら、最後のところにも照会票がございますので、よろしければそこでお知恵を拝借ということもお願いいたします。

菅原会長：少し先走った話なのですがけれども、今回はいろいろなご意見等を踏まえた上で最終案を作るわけですが、それは審議会の前に委員の方に送って、検討する余裕みたいなものは設けるのですか。

高井廃棄物政策課長：はい。今日、4の部分が空欄になっていますので、そこも含めて今回出た意見もあわせて、改めてたたき台の修正版をもう一事前に送らせていただきます。それに基づいて、そのほかに意見がある方や、今日言わなかったという方は、例の照会票を5回目までの間に出していただいて、それを含めて改めてもう一回答申書の最終案を出させていただくという形にしたいと思っております。

菅原会長：では、今の2の(1)の点については変えたものを少し議論していただいて、事前に送付ということをお願いいたします。他に別の部分でも結構ですからご意見はありますか。

藤井委員：5ページの3の のところの排出事業者という言葉ですが、企業の社会的な責任、あるいは地域貢献というのが大事だと言われているわけで、企業のCSRをここに述べられて、その上で動機づけ、モチベーションを上げるために評価も積極的に行う、という流れの方が、読んでいて、主語と述語のつながりが良いのではないかと思います。

それと、その次のところの「有利となる方法があるのであれば」という仮定的な書き方をされているのですが、方法を提案していくことも重要であると言い切ったほうが良いのではないかと思います。

高井廃棄物政策課長：ご指摘のとおりだと思いますので、この辺も修文をしたいと思います。

菅原会長：他に何かございますか。

泉環境部長：事務局から1点加えさせていただきます。4ページ目の です。この部分は原案を作成して、素案の段階のものを今日お諮りする段階では明らかにならなかった部分ではございますが、 の後段の「また」以下の部分で、ここ最近の新聞報道をご覧いただいたとおり、「小型家電」の問題が出てきました。小型家電のリサイクルシステムについて、中央環境審議会の小委員会に最終的な提案するということです。来年の通常国会に制度の法案を提出するという報道になっており、その法案が成立すればレアメタルの回収が加速するということです。

ここで意味するところのリサイクル技術の進展や社会状況の変化があった場合は、現在ある品目以外の新たなリサイクルについて拠点回収等による実施を検討していくべきだ、という部分の読み込みの中で、この法案をかなり意識しておりますが、まだ詳細が分かっていない部分もございます。中央環境審議会でどうなるか不明な部分はありますが、逆にこういう都市鉱山の問題について、どのくらい具体的に触れていくかということにつきましては、そういう社会情勢の進展もありますので、どこまで書き込めるかということ事務局でも再度検討してみたいと思います。小型家電という言葉を使うのか使わないのかも含め、もう少し検討する必要があるのではないかとということで、最近の状況を踏まえてのものでございます。

菅原会長：これは個人的な意見ですが、4ページの について、「イベント」とよく使うのですけれども、「イベント等と連携した」という言葉にちょっと違和感があります。これは、英語を日本語に訳して考えるとほとんど意味がとれない表現です。このような用語で会話されていたものですから、もう少し良い表現があれば検討していただきたいと思います。

高井廃棄物政策課長：修正する方向で検討します。

菅原会長：他に何かございませんか。椎谷委員どうぞ。

椎谷委員： の「イベント等と連携した」というところについて、環境部で20万円を交付する地域活動補助金の交付条件が、環境問題を取り上げたイベントというようなものであったと思います。私どもも活用させていただいたことがあるのですが、様々な団体が地域活動補助金を利用して環境のイベントをやられています。それが小学生を対象にしたものとか、楽しめるような内容であって、今まで環境に関して興味がなかった人たち、興味がなかった団体が、そういった補助金を使って活動していくということは、とても大事な気がします。そういった取り組みを答申に記載するというのもあっていいのではないかと思いますし、イベントと連携した環境教育というのは、大事な部分でもあると思います。

今もやっていると思いますが、環境専門の団体だけではなくて、さまざまな団体が応募していると思いますので、そういったことを続けていただければ、良いのではないかと思います。

高井廃棄物政策課長：地域活動費補助金というのは、有料化に伴う還元事業ということで前回の答申の中に盛り込まれて、今、還元事業検討会議というもので市民に用途の透明性を図りながら行っている事業です。

今年度からコミュニティ支援課という、自治会やコミュニティ協議会などを支援するところに

いろいろな補助金があり、そこと一体化して地域活動補助金という形でリニューアルされています。ただ、その思想は同じで、循環型社会の促進ですとか、地球温暖化の対策ですとか、地域コミュニティ活動の活性化という3本柱の考え方はそのまま踏襲しており、それに資するような取り組みについては10分の10で最大20万円の補助金を交付するという制度になっています。このあたりの考え方も答申に入れるべきだということでは同感だと思いますので、考えてみたいと思います。

菅原会長：それでは山下委員どうぞ。

山下委員：今の環境教育という部分につきまして、もう少し強く言ってもいいのではないかと思います。また、これは非常に細かい話ですが、5ページののタイトル部分について、「効果的な制度の周知手法の検討」なのか、「制度の効果的な周知手法の検討」なのか、どちらが近いのか。効果的な制度の周知手法だと、効果的な制度となりますね。

泉環境部長：「効果的な」が制度にかかるのか、周知方法にかかるのか、というところだと思いますが、制度が効果的なのかどうかという問題と、周知方法が足りないという問題と両方含んでいるように聞こえるのはちょっと誤解を招くと思います。我々も周知をやってきたつもりだけれど、効果的な周知手法ではなかったというのはまた違う話だと思います。山下委員がおっしゃったとおり、「効果的」に修飾される述語は「周知手法」なのでしょうから、「制度の効果的な周知手法の検討」の方がよりふさわしいのかなと事務局としては考えています。

橋本委員：4ページののところに「関心の低い層」と書いてあるのですが、これは難しいのではないかと思います。関心が高い層にスポットライトをあてたほうが、意味があるのではないのでしょうか。これは逆に、関心が高い人をもっと広げる、というように記載した方が広がりはあると私は思うのです。関心の低い層にスポットを当てても余り効果がないのではないか。それがとつながって、環境教育によりもっと広がっているというものだと思うのです。低いとか否定的な表現はやめたほうがいいと個人的には思います。

環境問題が分かるようになるのとだんだんと意識の高い人が増えていきます。最近の小学生は(意識が)高いですね。うちの娘は(意識が)高いです。そういう人たちがより多くなっていくというイメージですね。

菅原会長：高いという表現の方が品格はありますね。気持ちは分かります。

他に何かありますか。それではこれは事務局で、今日出た意見を踏まえて書き直していただいて、それから4のその他の諸課題についても記載のうえ委員の方々に送るということをお願いします。できるだけ早い時期に事務局から送っていただいて、各委員で読んでまた意見を事務局に送っていただければ、第5回の答申書案の中にうまく組み込まれていくかと思います。そういうことですので、もしこの場で意見がないようでしたら、今回はここまでということにしたいのですが、よろしいでしょうか。

山下委員：話を元に戻すようで恐縮なのですが、巻広域で燃やすごみ、燃やさないごみを鎧漕と一緒に処理しているわけですが、燃やさないごみを分別した場合に、同じところに持ち込まないということは可能なのでしょうか。燃やすごみ、燃やさないごみの分別ができれば、10種13分割になると思うのです。そうなったとき、鎧漕クリーンセンターに持ち込むなら分ける意味がない。ただ、意識だけで10種13分別の分別が大事なのだよという考え方からいけばそういうことになるわけですが、分別しても同じところに持ち込まれて、同じように溶融処理されてしまうならば、分別する必要がないという考え方も当然あると思います。

清掃審議会の委員として今までいろいろ教えていただいたりしながら一番良いのは10種13分別であり、これはもう間違いないと思いますが、このあたりにジレンマがあります。可能性として、燃やさないごみを別の場所で処理するなどということはあるのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：可能性としてはあると思います。鎧漕の焼却施設については、破碎施設はありますが、破碎した後そのまま焼却炉に落ちるといふかたちです。せっかく分別しても、破碎にかけた後にベースメタルを資源として選別するという施設ではない。鎧漕は溶融してしまうため選別施設に持っていく意味がないものですから、不燃ごみについては必ず別の施設で処理することにならないと不燃ごみの分別はおかしいと思います。

熊田委員：家庭系ごみの関係でアパートに住んでいて、要するに他市からの転入者等に対する記載が全然載っていないような気がします。そうすると、4ページの「取り組みやすさを考慮した分別制度のさらなる周知」のところに該当するのかなと思うのですが、「高齢者にとってわかりにくく」と、高齢者のみに限定しているのですが、このあたりに追加したほうがいいかなというような気がします。ここが適当かというのはありますが。

高井廃棄物政策課長：改めて検討したいと思います。

菅原会長：「高齢者にとって」と記載している部分は、意味がどうかというのはありますね。

松原委員：今の件と関連して、「単身者」といったものの対象に、学生なども入るかと思います。

菅原会長：他都市から来た人は新潟市の分別制度は分からないかもしれないですね。

泉環境部長：ただいまのご意見につきまして、語句の表現を変えてアパートや集合住宅の人が全部悪いのかというのもまた適切ではないというのもあると思いますので、考えながらやっていかなければいけません。それで、アパートの背景にあるのはやはり転居が頻繁に行われているということでしょうから。何か普遍的な言葉で表現できないか検討してみます。

菅原会長：なかなか難しい問題ですね。他にありますか。ぜひ良い修正案を作成していただきたいと思います。 それでは、これで本日の審議を終了いたします。